丸亀市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(20年度末)	A		В	B / A	19年度の人件費率
20年 産	人	千円	千円	千円	%	%
20年度	111, 963	36, 616, 824	1, 168, 211	9, 424, 832	25.7	27.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

		糸	<u> </u>	茅	B. C.	一人当たり	<参考>
区	職員数	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人ヨたり 給与費	類似団体一
分	A					和子貝 B/A	人当たり給
						B/ II	与額
20年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	846	3, 829, 502	428, 477	1, 567, 752	5, 825, 731	6,886	6, 540

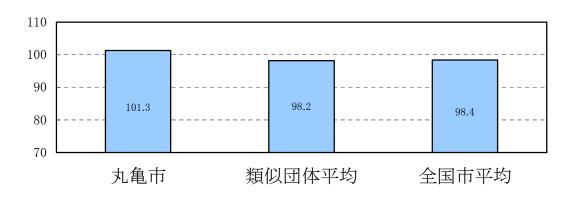
(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 特記事項

丸亀市では、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間の時限的措置として、特別職は 20 %、市議会議員は 5 % の給料 (報酬) の減額を行っています。

また、公営企業職員の給与等の状況は特殊勤務手当等を除き基本的に同様の基準である ため省略しています。

(4) ラスパイレス指数の状況 (21年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の 給与水準を示す指数である。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を 単純平均したものである。
 - 3 平成 17 年 3 月 22 日に合併したため、5 年前 (平成 16 年) のデータは存在しない。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (21年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	
丸亀市	44.9 歳	364,834 円	440,174 円	393,546 円	
香川県	44.1 歳	343,670 円	400,195 円	364,229 円	
玉	41.5 歳	325,521 円	_	391,770 円	
類似団体	43.8 歳	340,787 円	406,300 円	374,911 円	

②技能労務職

区分		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
	丸亀市	45.1 歳	132 人	349,400 円	394,760 円	364,569 円
	うち清掃職員	46.0 歳	57 人	362,800 円	432,660 円	382,679 円
	うち給食調理員	46.6 歳	26 人	350,700 円	372,450 円	358,665 円
	うち校務技師	40.0 歳	12 人	318,800 円	339,867 円	335,625 円
	香川県	49.3 歳	219 人	347,292 円	379,744 円	362,522 円
	玉	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	_	322,737 円
	類似団体	47.8 歳	90 人	324,241 円	359,204 円	344,762 円

		E	参考		
区分		対応する民間の類似職種 平均年齢 3		平均給与月額 (B)	A/B
	丸亀市	_	_	_	_
	うち清掃職員	廃棄物処理従業員	44.2 歳	299,900円	1.44
	うち給食調理員	調理師	46.7 歳	227,500円	1.64
	うち校務技師	用務員	54.5 歳	214,000円	1. 59

	参考			
区分	年収	ベース(試算値)	の比較	
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額C/D	
丸亀市		_	_	
うち清掃職員	7,002,720 円	4, 156, 100 円	1.68	
うち給食調理員	6, 221, 400 円	3,078,100円	2.02	
うち校務技師	5,625,504円	3,027,000円	1.86	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 (平成 $18\sim20$ 年の 3 π 年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間において は前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※技能労務職にかかる平均給料月額は100円未満を端数処理(四捨五入)した値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	43.4 歳	349,250 円	379,883 円
香川県	45.8 歳	389,523 円	428,866 円
類似団体	42.8 歳	331,298 円	356,524 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間 外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、これら全ての諸手当込み のものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (21年4月1日現在)

区 分		丸亀市	香川県	国
如公司工作的	大 学 卒	178,800 円	170,478 円	172,200 円
一般行政職	高 校 卒	144,500 円	138,699 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	143,501 円	_
教 育 職	大 学 卒	178,800 円	190,872 円	_

香川県は、特例条例によるカット(減額措置)後の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(21年4月1日現在)

E.	^	経験年数10年以上	経験年数15年以上	経験年数20年以上	
X	分	15年未満	20年未満	25年未満	
一般行政職	大 学 卒	289, 200 円	341,600 円	383,600 円	
	高 校 卒	266,800 円	297,100 円	317,700 円	
技能労務職	高 校 卒	254, 300 円	290,100 円	317,700 円	

100円未満を端数処理(四捨五入)した値である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (21年4月1日現在)

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
1 級	1 主事補若しくは技師補の職務又はこれに相当する職務 2 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	64人	6.5%
2 級	副主任の職務又はこれに相当する職務	71人	7.3%
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務	264人	27.0%
4 級	主査の職務又はこれに相当する職務	161人	16.5%
5 級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務2 担当長の職務又はこれに相当する職務3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	297人	30.4%
6 級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	93人	9.5%
7 級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	26人	2.6%
8 級	部長の職務又はこれに相当する職務	2人	0.2%

⁽注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香川県	玉	
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額		
(20年度) 1,824 千円	(20年度) 1,882 千円		
(20年度支給割合)	(20年度支給割合)	(20年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
3.0 月分 1.50 月分	3.0 月分 1.50 月分	3.0 月分 1.50 月分	
(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加	職制上の段階、職務の級等による加	職制上の段階、職務の級等による加	
算措置	算措置	算措置	
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	
	・管理監督加算 10~25%	・管理監督加算 10~25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

² 標準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 退職手当(21年4月1日現在)

丸	亀	市		玉		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分	
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分	
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措	置		その他の加算措置			
定年前早期退職	特例措置(2~	20%)	定年前早期退職集	寺例措置(2~	20%)	
1人当たり平均支約	洽額 25,075千	円 (20年度)				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に 支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当	(21年4月1日現在)					
古公字法(01年4日)		4,465,000円				
支給実績(21年4月分	J)		[42,118千円]			
支給職員1人当たり平均支給月額(21年4月分)				9,900円		
職員全体に占める手	当支給職員の割合(21年4月)	分)		46.1 %		
手当の種類(手当数)			19 (公営企業分含む)		
手当の名称	主な支給対象職員	III.	i とな支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
	(1) 生活保護業務の現業及			(1) 日額 400円		
1 福祉業務手当	び指導監査を行う職にあ る者	に直	[接従事したとき	半日 200 円		
1 佃 但 未 伤 于 目	(2)保育所に勤務する保育			(2) 日額 200円		
	±			半日 100 円		
2 行旅病死人等処	(1)行旅病人の処遇業務		病死人等の処理業			
理手当	(2)行旅死人等の処理業務	務に	従事したとき	(2)1件につき10,000円		
a de 1 3 3 311/2 7/m	老人ホームに勤務する者			(1) 日額 200円		
3老人ホーム業務	(1)看護師又は寮母(父)		半日 100 円			
手当	(2)調理員	(2) 日額 150円				
	(1)保健師が訪問指導の業務	ファ 4半	声したした	半日 80 円 (1)日額 200 円		
4 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務(2)看護師が訪問診療の業務					
	感染症患者の収容又は消毒の					
5 感染症防疫手当	忽未应心有 少权 在 人 体 情 母 。	/ /** 17	1日につき 2,000円			
	葬祭業務に直接従事したとき	:		, , , , , ,		
C 带放光效工业	(1)死体の外部からの引取り	は搬送の作業等に従	(1) 1 件につき 1,200円			
6 葬祭業務手当	事したとき					
	(2)その他の葬祭業務に従事	(2)1件につき600円				
	1ごみ又はし尿の処理作業に			1		
	(1)路上におけるごみの収集	[又に	はごみの処理の業務	(1) 日額 1,250円		
	に従事したとき	半日 630円				
	(2)くみ取り又は浄化槽の清	(2) 日額 1,250円				
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	半日 630 円				
	2前項に定める作業に従事し	2				
7 注扫 优米 4 7	定める者には、前項の金額	(1) 日額 1,430円				
7清掃作業手当	給する。 (1) 監督員	半日 720 円				
	(1) 監督員(2) 清掃指導員又は班長	(2) 日額 1,370 円 半日 690 円				
	(3) 副班長	(3) 日額 1,310円				
	(4) 浄化槽管理業務に従 ²	重す	ス 考 のうち必要か資	半日 660 円		
	格を有する者	T 7		(4) 日額 1,380 円		
	3 犬、猫等のへい死体処理作	業に	こ直接従事したとき	半日 690 円		
	- 21, Vin (4.2)	<i>></i> < (<		3 1件につき 500円		

	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したと	
	1177ののる「水道施設の内部で下来に促事したと」	
8 汚物処理手当	(1)午前及び午後に各1回以上従事したとき	(1)1目につき1,000円
	(2)午前又は午後に1回以上従事したとき	(2) 1 日につき 500 円
	競艇事業部に勤務する者が競艇開催時に業務に従事	
	したとき	
	1 1月4日から12月28日までの間において業務に	日類 1.500円
9 競艇事業開催手	従事したとき。	半日 750円
当	2 12月29日から12月31日までの間において業務	日額 4,000円
	に従事したとき。	半日 2,000円
	3 1月1日から1月3日までの間において業務に従	日額 6,000円
	事したとき。	半日 3,000 円
	1 水火災等の出動に従事したとき。	1 1回につき 100円
	2 救急出動の業務に従事したとき。	2
	(1) 救急救命士	(1)1回につき 130円
 10 消防業務手当	(2) 上記以外	(2)1回につき 100円
10 併例未伤于目	3 非番の者が招集されたとき。	3 1回につき 200円
	4 夜間に特殊業務に従事したとき。	4
	(1) 2 時間以上	(1)1回につき 150円
	(2) 2時間未満	(2)1回につき 100円
11 現場作業手当	 高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300 円
		半日 150 円
	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者	日額 400 円
12 徴収業務手当	負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したと	半日 200 円
	<i>*</i>	
13 航路手当	航路を利用し通勤する者	1 目につき 400 円
14 企業手当	能率向上のため、企業性の発揮を必要とする業務に	月額 給料月額に 100 分
11 並来 1 コ	従事した職員(管理職員除く)	の2を乗じて得た額
15 停水処分手当	給水の停止処分に従事したとき	1件につき200円
	 高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300 円
		半日 150 円
16 危険作業手当	次亜塩素酸ナトリウム又はオゾンの漏えい時に事故	
	処理作業に従事したとき	30 分以上 500 円
	劇物又は有害ガス発生物質を使用した水質検査	日額 300 円
		半日 150 円
17 変則勤務手当	浄水場の交替勤務する職員が祝日に勤務したとき	1回 800円
18 徴収手当	外勤し、水道料金等の徴収業務及び検針困難箇所の	1 件につき 70 円
,	再検針業務に従事したとき	1 (C) C (V 1
19 非常招集手当	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため	
	週休日及び休日の午前8時30分から翌日の午前8時	1回1,000円
	30 分まで非常招集に備えて待機したとき	
	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため 関係はRAではRANはRANGのRANG	1 E 600 H
	週休日及び休日以外の日の午後5時15分から翌日の	1回 600円
	午前8時30分まで非常招集に備えて待機したとき	
	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため 非常招集に応じて業務に従事したとき	1回1,500円
	作品的集に応じて表例に使事したこさ の「」」中は五十 00 万 京並 スクミル 笠 歩っと ス	

- (注) 1 支給実績の[]内は平成20年度普通会計決算額である。
 - 2 表中 14~19 の特殊勤務手当は、水道企業職員に該当する特殊勤務手当である。また、企業 手当については、平成 19 年度より支給を停止している。
 - 3 支給職員1人当たり平均支給月額は端数処理をしている。

(4) 時間外勤務手当等

	時間外勤務手当25,535,400円
支給実績(21年4月分)	夜 間 勤 務 手 当 1,126,600円
	休日勤務手当 3,073,800円
	[213,202千円]
	時間外勤務手当 20,110円
職員1人当たり平均支給月額(21年4月分)	夜 間 勤 務 手 当 1,152円
	休 日 勤 務 手 当 3,143円

(注) 1 支給実績の[]内は時間外・夜間・休日勤務手当合計の平成20年度普通会計決算額である。

(5) その他の手当(21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の度の日	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年4月分)	支給職員1人 当たり 平均支給月額 (21年4月分)
扶養手当	 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 各6,500円 ・配偶者がない場合1人目 11,000円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円 	異同同	_	8,820,000円 [93,105千円]	18,000円
住居手当	・借家 (月額12,000円を超える家賃を支払う職員) 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額-12,000円 家賃月額23,000円超⇒ (家賃月額-23,000円)×1/2+ 11,000円 (最高限度額27,000円) ・持家 月額3,500円	異	持家 5年以内 +1,000円 5年超 国なし	4,113,200円 [41,092千円]	9,100円
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額 (最高限度額55,000円) ・自動車等を使用 片道 2~5km未満 2,700円 5~10km未満 5,500円 10~15 " 8,300円 15~20 " 11,100円 20~25 " 13,900円 25~30 " 16,700円 30~35 " 19,500円 35~40 " 22,300円 40~45 " 25,100円 45~50 " 27,900円 50km以上 30,700円	異	自動車 各 距 離 に 応 じ +700円~ +8,000円	5, 355, 000円 [52, 489千円]	6, 300円
管理職 手当	部長級 86,200円 (8級) 又は83,600円 (7級) 課長級 68,500 (7級) 円又は64,000円 (6級) 室長級 59,400 (7級) 又は55,500円 (6級) 副課長級 47,300円 (6級) 又は44,400円 (5級) (定額制)	異	支給金額	8,881,500円 [63,134千円]	57, 300円
宿日直 手当	勤務1回につき4,200円	同	_	100,800円	14, 400円

- (注) 1 支給実績の[]内は平成20年度普通会計決算額である。
- (注) 2 支給職員1人当たり平均支給月額は端数処理をしている。

5 特別職の報酬等の状況 (21年4月1日現在)

Þ	ζ	Ś	ĵ	給		月	額	等
					(参考)	類似団体に	おける最高/最	低額
給	市		長	971,000円	1,	080,000円	/677,600円	
料	副	市	長	765,000円		840,000	円/611,200円	
報	議		長	586,000円		623,000	円/431,000円	
酬	副	議	長	512,000円		538,000	円/369,000円	
凹川	議		員	457,000円		490,000	円/339,000円	
	市		長	(20年度支給割	合)			
期末	副	市	長		3.3 月	分		
手	議		長	(20年度支給割	合)			
当	副	議	長		3.3 月	分		
,	議		員					
退				(算定方式)		(-	支給時期)	
職	市		長	給料月額×5×在	職年数	追	退職した日から1	月以内
手	副	市	長	給料月額×4×在	職年数	追	退職した日から1	月以内
当								

(注) 1 丸亀市は平成 18 年度から 20 年度にかけ、特別職 20%、議員 5%の時限的報酬カット を実施しておりました。

6 職員数の状況

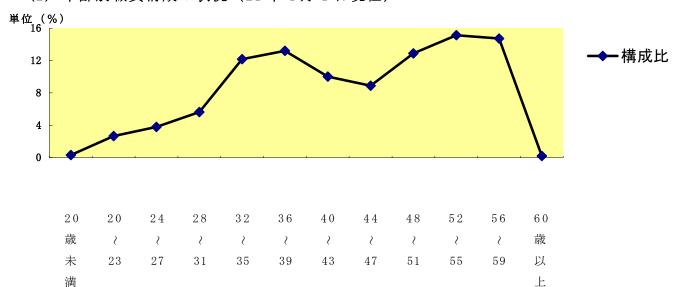
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

(T) b	h 1	71.1 446	タダツ1	八九こエはり	日1火生山		(台中4月1日先任)
117	月		分	職員	数数	対 前 年	ナシムは年四日
部	77			平成20年	平成21年	増 減 数	主 な 増 減 理 由
		議	会務務生生働	8	8	0	
		総税	夯	117 37	115 38	$\triangle 2$	
\/.	_	民	先	260	245	$\triangle 15$	
普	般	衛	-	106	100	\triangle 6	
\ <u>-</u>	行	労	働	0	0	_ 0	
通	政	農	林水産	29	28	$\triangle 1$	
会	部	商	工	9	8	$\triangle 1$	
K	門	土:	木	52	51	△ 1	
計							<参考>
БΙ		小	計	618	593	$\triangle 25$	人口1,000人当たり職員数 5.60人
部							(類似団体の人口1,000人当たり職員数5.41人)
НЬ		教育	部門	158	137	$\triangle 21$	
門		消防	部門	121	116	\triangle 5	消防吏員7名採用
		小	計	897	846	△ 51	< 参考 > 人口1,000人当たり職員数 7.56人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数7.54人)
//		水	道	46	43	$\triangle 3$	
会党		下力		18	17	$\triangle 1$	
会計部		その)他	72	72	0	
会計部門公営企業等		小	計	136	132	$\triangle 4$	
	合	Ē	it.	1,033	978	△ 55	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.74人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (21年4月1日現在)



Ī			20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
	区	分		>	}	}	>	}	}	>	>	}	>		計
			未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	職員	数	3 人	26人	37人	55人	119人	133人	98人	87人	126人	148人	144人	2人	978人

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 18年4月1日~22年4月1日における定員管理の数値目標(派遣職員含む)

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率		
職員数	職員数				
人	人	人	%		
1, 203	980	2 2 3	18.5		

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画		
始期	終期	数値目標
平成17年4月1日	平成22年4月1日	\triangle 223人 \triangle 18.5%

² 平成17年3月22日に合併したため、5年前(平成16年)のデータは存在しない。